

(平成26年12月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 23 件

厚生年金関係 23 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 13 件

国民年金関係 7 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格取得日は昭和17年6月1日、資格喪失日は、同年10月30日であったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、40円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和4年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和17年6月1日から20年7月頃まで
私は、申立期間において、B区（当時）にあったA事業所に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和17年6月1日から同年10月30日までの期間について、A事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）において、昭和4年*月*日生まれの申立人と同姓同名で、生年月日が大正4年*月*日とされている者がおり、当該被保険者の厚生年金保険の記録は、資格取得日が昭和17年1月1日となっているものの、資格喪失日の記載は無いことが認められる。

また、A事業所に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿で確認できる同僚の一人が、「同じ頃に、申立人を含む6人の同僚が入ってきたが、皆、昭和生まれで12歳か13歳ぐらいであった。」と述べているところ、旧台帳が確認できる申立人及び同僚3人の生年月日の年号が全て大正となっており、当該年号の記載については事務手続上の誤りがうかがえることから、当該記録は申立人の記録であると判断される。

さらに、A事業所における前述の同僚は、申立人が退職した時期につい

て、申立人と同時に当該事業所に入社し、旧台帳に資格喪失日（昭和 17 年 10 月 30 日）が記載され、かつ、オンライン記録が確認できる同僚と「同じ頃に辞めた。」と述べていることから、申立人は当該同僚の資格喪失日までは勤務していたことが推認できる。

加えて、前記 A 事業所に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿で確認できる同僚 11 人のうち 5 人についてはオンライン記録が確認できるが、そのうち旧台帳があり、資格喪失日が確認できる者は一人のみであり、他の 4 人のうち 2 人については旧台帳があるものの資格喪失日は記載されておらず、残る 2 人については労働者年金保険被保険者台帳索引票以外の被保険者記録は確認できない。

このことについて、日本年金機構 C 事務センターでは「オンライン記録が収録された根拠は不明であるとともに、関連する厚生年金保険被保険者記号番号払出簿、旧台帳及び厚生年金保険被保険者名簿については復元された可能性は高いものの、作成された時期等は不明である。」と回答している。

これらを総合的に考慮すると、事業主は、申立人が昭和 17 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出（労働者年金保険法は、昭和 17 年 1 月 1 日から同年 5 月 31 日までが準備期間となり、保険料徴収については同年 6 月 1 日から行われたため、準備期間中に資格取得手続きが行われても労働者年金被保険者資格は同年 6 月 1 日からとなる。）を社会保険出張所（当時）に対し行ったと認められ、かつ、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年 10 月 30 日とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、前述の A 事業所に係る旧台帳における未統合記録から、40 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 17 年 10 月 30 日から 20 年 7 月頃までの期間については、A 事業所の操業の実態が不明である上、前記 17 年 10 月 30 日に同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同僚を含め、19 年頃までに退職した同僚のうち複数の同僚について、申立人は「工場疎開に伴い D 市の工場と一緒に移動したと思う。」と述べているところ、申立人は「D 市には行っただけで、工場の仕事はしていなかった。」と述べており、申立人の当該期間の勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社）における資格喪失日の記録を申立期間①は昭和50年9月1日、申立期間②は53年1月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を7万2,000円、申立期間②の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和50年5月27日から同年9月1日まで
② 昭和52年12月31日から53年1月1日まで

私は、昭和50年4月にA社に入社した。申立期間①については、同社のB支店からD事業所に出向した時期であるが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の記録に空白期間があるのはおかしい。

また、申立期間②については、同社における退職日は昭和52年12月31日であり、厚生年金保険の資格喪失日は53年1月1日となるところ、52年12月31日となっているのは事務手続の誤りであると思う。

調査の上、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、C社から提出された事業所照会回答書、採用簿及び退職簿並びに同僚の供述から判断すると、申立人は、当該期間においてA社B支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、申立期間①の給与明細書はA社の社名となっており、厚生年金保険料は控除されていたとしているところ、C社は、「申立人は、D事業所へ昭和50年5月27日から出向したものの、同社が厚生年金保険の適用事業所となる同年9月1日までの期間は、当社から給与を支給し、

厚生年金保険料を控除していた。当時の担当者が資格喪失日を誤って提出したと思われる。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社に係る事業所別被保険者名簿における昭和50年4月の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失届を誤って届け出たと回答していることから、事業主から社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出が行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和50年5月から同年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、C社から提出された上述の回答書、採用簿、退職簿及び健康保険・厚生年金保険番号台帳から判断すると、申立人は昭和52年12月31日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、C社は、申立人の申立期間②の厚生年金保険料を控除した旨を回答している上、当時の担当者が資格喪失日を誤って届け出たとと思われるとしている。

さらに、申立人の退職日の前後の期間において上述の退職簿により月末退職が確認できる、申立人を除く8人の同僚は、退職簿による退職日とオンライン記録による厚生年金保険の資格喪失日が符合している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社に係る事業所別被保険者名簿における昭和52年11月の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失届を誤って届け出たと回答していることから、事業主から社会保険事務所の記録どおりの届出が行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和52年12月に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月1日から同年10月1日まで

厚生年金基金から送付された不突合リストにより、申立期間の標準報酬月額について、国（厚生労働省）の記録（18万円）と基金の記録（20万円）が相違していることが分かった。また、A社の平成9年度分賃金台帳によれば、20万円に見合った厚生年金保険料が控除されている。第三者委員会で調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、18万円と記録されているところ、B厚生年金基金から提出された申立人に係る異動履歴によれば、平成9年8月1日の随時改定により20万円と記録されていることが確認できる。

また、A社の事務代行をしている社会保険労務士事務所から提出された申立人に係る被保険者台帳により、「9年8月 月額200千円」との記載が確認できるところ、当該被保険者台帳の記録とオンライン記録の標準報酬月額が相違しているのは申立期間のみであることが確認できる上、B厚生年金基金は、同社において、基金の記録とオンライン記録が相違している加入者は申立人のみであると供述している。

さらに、事業主から提出された賃金台帳により、標準報酬月額の改定の基礎となる平成9年5月から同年7月までは標準報酬月額20万円に相当する報酬月額が事業主から申立人へ支払われていることが確認できるところ、事業主は、当該賃金台帳のとおり随時改定に該当したため、申立てどおりの届出を社会保険事務所に対して行っていると回答している。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額（20万円）に係る届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年4月1日から16年10月1日までの期間及び17年4月1日から20年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を、15年4月から同年8月までは26万円、同年9月は24万円、同年10月及び同年11月は26万円、同年12月及び16年1月は24万円、同年2月から同年9月までは26万円、17年4月から20年8月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年1月1日から21年1月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、給料支払明細書及び給与支給明細書（以下「給料支払明細書」という。）の内容と相違するので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち平成15年4月1日から16年10月1日までの期間及び17年4月1日から20年9月1日までの期間については、

申立人が所持する給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、15年4月から同年8月までは26万円、同年9月は24万円、同年10月及び同年11月は26万円、同年12月及び16年1月は24万円、同年2月から同年9月までは26万円、17年4月から20年8月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社に係る平成14年から19年までの厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届により、事業主は申立人が所持する給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に行っていないことが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、平成14年1月1日から15年4月1日までの期間、16年10月1日から17年4月1日までの期間及び20年9月1日から21年1月1日までの期間については、申立人が所持する給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録で確認できる標準報酬月額を上回っているとは認められないことから、特例法による記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から③までに係る標準賞与額の記録については、申立期間①は 19 万 9,000 円、申立期間②は 26 万 9,000 円、申立期間③は 19 万 6,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 12 月 15 日
② 平成 19 年 7 月 13 日
③ 平成 19 年 12 月 14 日

A社に勤務していた申立期間①から③までの賞与の記録が無いが、賞与を支給されていたので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

金融機関の預金元帳、B市から提出された給与支払報告書及び同僚の賞与明細書から判断すると、申立人は、申立期間①から③までに賞与が支給され、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間①から③までに係る標準賞与額については、上述の資料により推認される厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 19 万 9,000 円、申立期間②は 26 万 9,000 円、申立期間③は 19 万 6,000 円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答を得ることはできず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が前述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成23年2月28日

A社から支給された賞与から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎とならない賞与記録となっている。申立期間の標準賞与額について保険給付に反映されるように認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立期間に支給された賞与に係る金融機関の取引履歴、事業所から提出された賞与一覧表、総勘定元帳及び通帳により、申立人は、申立期間に賞与の支給を受け厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与一覧表における保険料控除額から、11万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったため、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行ったとしていることから、年金事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を12万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成23年2月28日

A社から支給された賞与から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎とならない賞与記録となっている。申立期間の標準賞与額について保険給付に反映されるように認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立期間に支給された賞与に係る金融機関の取引履歴、事業所から提出された賞与一覧表、総勘定元帳及び通帳により、申立人は、申立期間に賞与の支給を受け厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与一覧表における保険料控除額から、12万2,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったため、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、訂正の届出を行ったとしていることから、年金事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を11万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成23年2月28日

A社から支給された賞与から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎とならない賞与記録となっている。申立期間の標準賞与額について保険給付に反映されるように認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立期間に支給された賞与に係る金融機関の取引履歴、事業所から提出された賞与一覧表、総勘定元帳及び通帳により、申立人は、申立期間に賞与の支給を受け厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与一覧表における保険料控除額から、11万1,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったため、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、訂正の届出を行ったとしていることから、年金事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を10万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成23年2月28日

A社から支給された賞与から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎とならない賞与記録となっている。申立期間の標準賞与額について保険給付に反映されるように認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立期間に支給された賞与に係る金融機関の取引履歴、事業所から提出された賞与一覧表、総勘定元帳及び通帳により、申立人は、申立期間に賞与の支給を受け厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与一覧表における保険料控除額から、10万5,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったため、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、訂正の届出を行ったとしていることから、年金事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を16万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成23年2月28日

A社から支給された賞与から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎とならない賞与記録となっている。申立期間の標準賞与額について保険給付に反映されるように認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立期間に支給された賞与に係る金融機関の取引履歴、事業所から提出された賞与一覧表、総勘定元帳及び通帳により、申立人は、申立期間に賞与の支給を受け厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与一覧表における保険料控除額から、16万6,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったため、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行ったとしていることから、年金事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①から③までに係る標準賞与額の記録をそれぞれ100万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年2月28日
② 平成22年2月28日
③ 平成23年2月28日

A社から支給された賞与から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎とならない賞与記録となっている。申立期間の標準賞与額について保険給付に反映されるように認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立期間に支給された賞与に係る金融機関の取引履歴、事業所から提出された賞与一覧表、総勘定元帳及び通帳により、申立人は、申立期間に賞与の支給を受け厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与一覧表における保険料控除額から、申立期間①から③までをそれぞれ100万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったため、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行ったとしていることから、社会保険事務所（当時。平成 22 年 1 月以降は年金事務所）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成23年2月28日

A社から支給された賞与から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎とならない賞与記録となっている。申立期間の標準賞与額について保険給付に反映されるように認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立期間に支給された賞与に係る金融機関の取引履歴、事業所から提出された賞与一覧表、総勘定元帳及び通帳により、申立人は、申立期間に賞与の支給を受け厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与一覧表における保険料控除額から、14万2,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったため、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、訂正の届出を行ったとしていることから、年金事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を12万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成23年2月28日

A社から支給された賞与から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎とならない賞与記録となっている。申立期間の標準賞与額について保険給付に反映されるように認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立期間に支給された賞与に係る金融機関の取引履歴、事業所から提出された賞与一覧表、総勘定元帳及び通帳により、申立人は、申立期間に賞与の支給を受け厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与一覧表における保険料控除額から、12万2,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったため、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行ったとしていることから、年金事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を22万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成23年2月28日

A社から支給された賞与から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎とならない賞与記録となっている。申立期間の標準賞与額について保険給付に反映されるように認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立期間に支給された賞与に係る金融機関の取引履歴、事業所から提出された賞与一覧表、総勘定元帳及び通帳により、申立人は、申立期間に賞与の支給を受け厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与一覧表における保険料控除額から、22万3,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったため、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、訂正の届出を行ったとしていることから、年金事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間①から③まではそれぞれ100万円、申立期間④は150万円（最高限度額）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年2月28日
② 平成22年2月28日
③ 平成23年2月28日
④ 平成24年2月28日

A社から支給された賞与から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎とならない賞与記録となっている。申立期間の標準賞与額について保険給付に反映されるように認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立期間に支給された賞与に係る金融機関の取引履歴、事業所から提出された賞与一覧表、総勘定元帳及び通帳により、申立人は、申立期間に賞与の支給を受け厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与一覧表における保険料控除額から、申立期間①から③まではそれぞれ100万円、申立期間④は150万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったため、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行ったとしていることから、社会保険事務所（当時。平成 22 年 1 月以降は年金事務所）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成23年2月28日

A社から支給された賞与から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎とならない賞与記録となっている。申立期間の標準賞与額について保険給付に反映されるように認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立期間に支給された賞与に係る金融機関の取引履歴、事業所から提出された賞与一覧表、総勘定元帳及び通帳により、申立人は、申立期間に賞与の支給を受け厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与一覧表における保険料控除額から、10万4,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったため、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行ったとしていることから、年金事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を10万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成23年2月28日

A社から支給された賞与から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎とならない賞与記録となっている。申立期間の標準賞与額について保険給付に反映されるように認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立期間に支給された賞与に係る金融機関の取引履歴、事業所から提出された賞与一覧表、総勘定元帳及び通帳により、申立人は、申立期間に賞与の支給を受け厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与一覧表における保険料控除額から、10万7,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったため、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行ったとしていることから、年金事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は15万円、申立期間②は10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成22年2月28日
② 平成23年2月28日

A社から支給された賞与から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎とならない賞与記録となっている。申立期間の標準賞与額について保険給付に反映されるように認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立期間に支給された賞与に係る金融機関の取引履歴、事業所から提出された賞与一覧表、総勘定元帳及び通帳により、申立人は、申立期間に賞与の支給を受け厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与一覧表における保険料控除額から、申立期間①は15万円、申立期間②は10万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったため、当該保険料を

徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行ったとしていることから、年金事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を11万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成23年2月28日

A社から支給された賞与から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎とならない賞与記録となっている。申立期間の標準賞与額について保険給付に反映されるように認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立期間に支給された賞与に係る金融機関の取引履歴、事業所から提出された賞与一覧表、総勘定元帳及び通帳により、申立人は、申立期間に賞与の支給を受け厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与一覧表における保険料控除額から、11万6,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったため、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行ったとしていることから、年金事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成23年2月28日

A社から支給された賞与から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎とならない賞与記録となっている。申立期間の標準賞与額について保険給付に反映されるように認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立期間に支給された賞与に係る金融機関の取引履歴、事業所から提出された賞与一覧表、総勘定元帳及び通帳により、申立人は、申立期間に賞与の支給を受け厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与一覧表における保険料控除額から、11万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったため、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行ったとしていることから、年金事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 23 年 2 月 28 日

A社から支給された賞与から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎とならない賞与記録となっている。申立期間の標準賞与額について保険給付に反映されるように認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立期間に支給された賞与に係る金融機関の取引履歴、事業所から提出された賞与一覧表、総勘定元帳及び通帳により、申立人は、申立期間に賞与の支給を受け厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与一覧表における保険料控除額から、5万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったため、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、訂正の届出を行ったとしていることから、年金事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を17万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成23年2月28日

A社から支給された賞与から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎とならない賞与記録となっている。申立期間の標準賞与額について保険給付に反映されるように認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立期間に支給された賞与に係る金融機関の取引履歴、事業所から提出された賞与一覧表、総勘定元帳及び通帳により、申立人は、申立期間に賞与の支給を受け厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与一覧表における保険料控除額から、17万2,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったため、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、訂正の届出を行ったとしていることから、年金事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和63年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成23年2月28日

A社から支給された賞与から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎とならない賞与記録となっている。申立期間の標準賞与額について保険給付に反映されるように認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立期間に支給された賞与に係る金融機関の取引履歴、事業所から提出された賞与一覧表、総勘定元帳及び通帳により、申立人は、申立期間に賞与の支給を受け厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与一覧表における保険料控除額から、10万4,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったため、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、訂正の届出を行ったとしていることから、年金事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月から6年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月から6年12月まで

私が、平成5年の年末に会社を退職した後、7年頃にA市役所から連絡があり、詳しいことは覚えていないが、同市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付方法や納付金額を聞いて後日納付した記憶がある。

申立期間を保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年頃にA市役所から連絡があり、同市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付方法や納付金額を聞いて後日納付した記憶があると申述しているが、保険料額、納付場所及び納付方法についての具体的な記憶が明確ではなく、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成7年1月頃に払い出されたと推認され、申立人はこの頃に加入手続を行ったと考えられるところ、その時点では、申立期間のうち、6年4月から同年12月までは国民年金保険料を現年度納付することが可能な期間であり、5年1月から6年3月までは保険料を過年度納付することが可能な期間であるが、前述のとおり、申立期間に係る保険料の納付状況が不明である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（埼玉）国民年金 事案 5548

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年9月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年9月から52年12月まで

私は、26歳になって間もない昭和50年の秋頃にA市役所で国民年金の加入手続を行った。母は私が国民年金に加入したことに刺激を受けて、国民年金に任意加入したので、私が国民年金に加入したのは、母が任意加入した52年6月より早い時期のはずである。国民年金保険料は定期的に同市役所で納付し、後で口座振替にしたと思う。

申立期間を保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、26歳になって間もない昭和50年秋頃にA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を同市役所で納付していたと申述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、53年2月頃に払い出されたと推認される上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶は明確ではない。

また、上記国民年金手帳記号番号の払出時点では、申立期間のうち、昭和50年9月から同年12月までは時効により保険料を納付できない期間であり、51年1月から52年12月までは保険料を現年度納付及び過年度納付することが可能な期間となるが、申立人は、遡ってまとめて保険料を納付したことはないとしているなど、申立期間の保険料の納付状況は不明である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から12年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から12年3月まで

付加保険料の納付申出をした時期ははっきりしないが、私は、平成になった頃から12年3月に付加保険料の納付をやめるまで、ずっと国民年金保険料に加えて付加保険料を納付していた。国民年金保険料納付書には、国民年金保険料額と「付加400円」が書かれていたことを記憶しており、合計した額を納税組合の集金人に納付していた。

申立期間の付加保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料納付書には、国民年金保険料額と「付加400円」が書かれていたことを記憶しており、合計した額を納税組合の集金人に納付していたと申述しているが、申立人の所持する国民年金手帳、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿、国民年金保険料納付状況表及び国民年金資格画面の被保険者履歴からは、申立人が昭和49年4月18日に国民年金の被保険者資格を取得し、国民年金保険料を納付していることは確認できるものの、付加保険料の納付申出がされた形跡は見当たらないことから、申立期間当時、付加保険料を含めた納付書が発行されていたとは考え難い。

また、申立期間は132か月と長期間であり、行政においてこれほど長期間にわたり記録管理に誤りが続いたとは考え難い上、申立人が申立期間の付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに付加保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（茨城）国民年金 事案 5550

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から51年6月まで

私の夫が退職した昭和39年12月頃、夫が私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料については、納付した時期は不明だが、約5年分をまとめて私が集金人に納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が昭和39年12月頃、申立人の国民年金の加入手続きを行ったと申述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、53年9月頃に払い出されたと推認され、申立人の国民年金の加入手続きをしたとするその夫は既に亡くなっており、申立人自身は国民年金の加入手続きに直接関与していないため、申立人の国民年金の加入手続きの状況は不明である。

また、申立期間の国民年金保険料については、申立人は「約5年分をまとめて集金人に納付した。」とするのみで、保険料納付に関する具体的な記憶が明確でないことから、納付状況が不明である。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、当該払出時期は第3回特例納付実施期間内であり、i) 申立人のA市国民年金検認カードの余白欄には、受給権を得るようするために、「46.3まで納めること」との記載があること、ii) 申立人の国民年金被

保険者台帳では、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期に、同時点で時効にかからない申立期間直後の昭和 51 年 7 月から 53 年 3 月までの期間の国民年金保険料が過年度納付され、申立人の夫が退職した翌月の 40 年 1 月から申立期間直前の 46 年 3 月までの期間の保険料が 3 回にわたり第 3 回特例納付により納付されていることが確認できることなどから、申立人は、手帳記号番号が払い出された当時に 60 歳時点で老齢年金の受給資格期間を満たすように、過年度納付及び第 3 回特例納付を行ったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年3月から49年3月まで

私は、高校卒業後に就職し、2年ほど勤めて退職した。その後、専門学校に入学した時に母から、「お前も20歳になったから、国民年金保険料を納めておくからね。」と、言われた記憶が残っている。

私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、母が行って来ていたはずである。

申立期間が国民年金の未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母から「お前も20歳になったから、国民年金保険料を納めておくからね。」と言われた記憶が残っており、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、その母が行ってくれていたはずであると申述しているが、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとするその母からは、高齢のため証言を得ることができず、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和51年3月頃に払い出されたと推認される上、申立人が所持している年金手帳及びオンライン記録によると、申立人は同年2月1日に初めて国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間とされており、国民年金保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から50年3月まで

妻が、自宅に来たA市役所の男性職員に国民年金の加入を勧められ、夫婦二人で同時に国民年金に加入した。それ以後、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を市役所に毎月納付していたが、妻は昭和47年4月から保険料が納付済みと記録されているのに、私の納付記録は50年4月からとなっており、申立期間が未納とされているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和50年8月頃に夫婦連番で払い出されたと推認され、この頃に、国民年金の加入手続が行われたと考えられ、この時点では、申立期間の保険料は、過年度納付及び当時実施されていた第2回特例納付により過去に遡って納付することとなる。

しかしながら、申立人の妻に係るA市の国民年金被保険者名簿では、妻は申立期間の国民年金保険料を過年度納付及び第2回特例納付により、3回にわたり遡って納付している記載が確認できるものの、申立人に係る同市の国民年金被保険者名簿では、申立人が過年度納付及び第2回特例納付により遡って納付したとする記載は見当たらない。

また、申立人は国民年金の加入手続を行った時点で36歳であり、それ以前に厚生年金保険被保険者期間が31月あることから、60歳まで国民年金保険料を納付することで老齢年金の受給資格を満たすところ、夫婦二人分の保険料を納付していたとする妻は、「年金は25年掛けないともらえないと言われて、25年に足りない自分の分の保険料を遡ってまとめて納付

した記憶はあるが、夫の分は遡って納付した記憶は無い。」と申述している。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年5月から10年3月までの期間及び14年4月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年5月から10年3月まで
② 平成14年4月から同年8月まで

申立期間①について、私は腰を壊して仕事ができなくなったので平成3年5月に会社を退職したが、その時に会社から国民健康保険と国民年金に切り替えるように言われ、A町役場（現在は、B市役所）に行き、仕事ができないので、窓口で国民年金保険料の免除申請をしたが、申立期間①が免除となっておらず、未納になっている。

申立期間②について、毎年、B市役所から自宅に職員が来ていて、私が免除申請の書類に署名押印をしていたが、申立期間②の前後は保険料免除の期間とされているのに、申立期間②が免除となっていない。

申立期間①及び②が免除となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、平成3年5月に会社を退職した時に、会社から国民年金に切り替えるように言われ、A町役場に行き国民年金保険料の免除申請をしたと申述しているが、窓口で職員に免除してほしいと言っただけで免除申請書を同役場に提出したことはないとしているほか、当時は毎年度免除申請が必要となるところ、申立人はその後の免除申請に係る記憶が明確でなく、申立期間①の保険料免除申請に関する状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年12月頃に払い出され、国民年金の被保険者資格を取得しているところ、B市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人は、2年3月1日に

厚生年金保険加入により国民年金の被保険者資格を喪失し、その後、当該手帳記号番号により国民年金に加入した形跡は見当たらず、9年10月6日に基礎年金番号が付番され、国民年金の被保険者資格を取得するまでは、国民年金に未加入であることが認められる。

さらに、平成17年3月以前に行われた免除申請については、申請月の前月から免除となる取扱いであったことから、申立人に上記基礎年金番号が付番された時点では、申立期間①のうち、3年5月から9年8月までは免除申請のできない期間であるほか、オンライン記録によると、当該基礎年金番号による最初の免除申請は、10年5月29日に行われたと記録されており、当該免除申請時点では、申立期間①は免除申請のできない期間である上、9年1月に基礎年金番号制度が導入された以降は、記録漏れや記録誤り等の生じる可能性はかなり低くなっていると考えられる。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料について、免除申請を行ったこと、及び免除の承認を受けたことを示す関連資料は無く、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人の前述の国民年金手帳記号番号において、国民年金保険料が免除された形跡はなく、オンライン記録によると、平成22年10月5日に基礎年金番号との整理統合がなされていることが確認できる。

- 2 申立期間②について、前述のとおり平成17年3月以前に行われた国民年金保険料の免除申請については、申請月の前月から免除となる取扱いであり、オンライン記録によると、申立人の平成14年度に係る免除申請は14年10月17日に行われていることから、同年度の保険料免除は申請月の前月である同年9月からとされ、申立人は、申立期間②の保険料の免除申請はできなかったと考えられる。

また、申立期間②は、平成14年4月以降の期間であり、保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、事務処理の機械化がさらに進み、記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料について、免除申請を行ったこと、及び免除の承認を受けたことを示す関連資料は無く、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8850

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 8 月 26 日から同年 9 月 1 日まで

私は、求人広告に応募してA社に平成 6 年 8 月 26 日付けで採用されたが、厚生年金保険の被保険者記録では同年 9 月 1 日に資格取得となっている。社会保険には採用当初から加入希望と伝え了承されたはずであり、同年 8 月分の厚生年金保険料も控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録から、申立人は申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社の事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について聴取することができない上、当該事業所は既に解散しているところ、当該事業所の代表清算人は、人事記録や給与に関する資料は無いとしており、当時の経理事務担当者を含む複数の同僚からも、申立人が申立期間における厚生年金保険料を給与から控除されていたとする供述は得られない。

また、A社発行の平成 6 年分給与所得の源泉徴収票には、社会保険料額が記載されているものの、申立人が所持する給与支払明細書に記載された社会保険料額及び申立人の当該事業所における資格取得時の標準報酬月額から推計される社会保険料額からは、当該源泉徴収票の社会保険料額に申立期間に係る平成 6 年 8 月分厚生年金保険料控除額が含まれていることはうかがえない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（山梨）厚生年金 事案 8851

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 31 日

日本年金機構から年金記録確認の照会があり、平成 15 年 7 月 31 日に支給された賞与の記録が漏れていることが判明した。17 万円ほどの賞与だったと思う。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間に支給された賞与を標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社から、平成 15 年 7 月 31 日に支給された賞与の記録が無い。」と申し立てているが、事業主は、「賞与は現金支給であったが、申立期間の賃金台帳は既に処分しており、申立人に係る賞与の支給について確認できる資料は無い。」としており、申立期間における申立人の賞与の支給が確認できない。

また、B社から提出された「平成 16 年度所得・課税状況等調査回答書」の平成 15 年の社会保険料控除額は、申立人のオンライン記録で確認できる同年各月の標準報酬月額及び同年 12 月の標準賞与額から推計した社会保険料控除額の合計額を下回っていることから、申立期間の賞与に係る厚生年金保険料は控除されていないことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（新潟）厚生年金 事案 8854（新潟厚生年金事案 917 及び 1491 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 10 月 6 日から 27 年 8 月 1 日まで
A 社（現在は、B 社）に勤務した期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、納得がいかないのので、当該期間の記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A 社における複数の元同僚から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたとの回答を得られたが、申立人の同社における厚生年金保険料の控除が確認できないこと、ii) 昭和 30 年 7 月に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得している元同僚の回答から、同社では同年同月頃までは厚生年金保険被保険者となっていない従業員がいたことがうかがえること、iii) 同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことが確認できることなどから、既に年金記録確認新潟地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成 22 年 5 月 19 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、再申立て（平成 23 年 3 月 30 日付け）において、i) 申立人は、「申立期間当時、工場長（故人）が別人の加入記録として届け出たため、私の加入記録が確認できないのだと思う。」と主張しているが、当該工場長に照会することができず、申立人の A 社における厚生年金保険料の控除が確認できないこと、ii) 当該別人とされる元同僚に係る厚生年金保険被保険者台帳により、同人は申立期間より前の昭和 19 年 6 月 1 日から申立

期間より後の 29 年 3 月 1 日まで同社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる上、当該台帳に不自然な記載は見当たらないことなどから、既に年金記録確認新潟地方第三者委員会の決定に基づき、平成 23 年 7 月 5 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は新たな資料及び事情は無いとしており、これまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、年金記録確認新潟地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（長野）厚生年金 事案 8856

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで
A 社（現在は、B 社）に申立期間の前後を含めて継続して勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。当該期間について厚生年金保険の被保険者期間であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びCグループの関連会社であるD社から提出された申立人に係る人事記録簿から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人が所持する平成元年度（昭和 63 年所得分）町民税・県民税特別徴収税額通知書に記載されている社会保険料控除額によると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていないことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（群馬）厚生年金 事案 8857

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 22 年 10 月 21 日から 24 年 2 月 21 日まで
申立期間について、厚生年金保険に加入させてもらえなかったが、正社員として働いていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係るタイムカード、賃金台帳、雇用保険の被保険者記録及び申立人から提出された在籍証明書により、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届に記載されている申立人の資格取得日は平成 24 年 2 月 21 日となっており、オンライン記録と一致している。

また、申立人が所持する給与明細書及び上記賃金台帳において、申立期間に給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できない上、事業所の担当者は、「申立期間に申立人を厚生年金保険には加入させておらず、保険料も控除していない。」と供述している。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料も無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 5 月 1 日から 30 年 3 月 1 日まで
申立期間について、脱退手当金を受給した記録となっていることを知ったが、脱退手当金を受給したのは、A事業所に勤務していた期間の分だけで、B社の期間については、脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、脱退手当金について、約2万円を受給したと認めているところ、オンライン記録により申立期間及びA事業所に係る被保険者期間を合算して1万5,725円の脱退手当金が支給されていることが確認できる上、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、A事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和35年10月1日）から約3か月後の同年12月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳において、当該両事業所に係る記録が管理されており、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額などが厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答されたことが確認できる。

さらに、申立人が受給を認めているA事業所に係る被保険者期間のみをもとに試算した脱退手当金は、1万3,000円に満たず、支給決定金額からも、申立期間に係る脱退手当金を併せて受給したと考えるのが自然である。

このほか、申立人に聴取してもB社に係る脱退手当金を受給していないという申述のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。